

大蔵省令第百五十二号

金融システムの改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第一百七号）の施行に伴い、並びに証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び証券取引法施行令（昭和四十年政令三百二十一号）を実施するため、投資者保護基金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年十一月三十日

大蔵大臣 宮澤 喜一

投資者保護基金に関する省令の一部を改正する省令

投資者保護基金に関する省令（平成十年大蔵省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の二条を加える。

（区分経理等）

第三条 基金は、法附則第七条第一項の規定により清算勘定を設けている場合において、経理をすべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理をすべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区別して経理をすることが困難なときは、当該事項については、大蔵大臣の承認

を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理をし、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理をすることができ。

2 前項に規定する場合においては、第六条中「貸借対照表勘定」とあるのは「法附則第七条第一項に規定する清算勘定に係るもの及びその他の勘定に係るものの別に貸借対照表勘定」と、第九条中「収入支出予算は」とあるのは「収入支出予算は、清算勘定に係るもの及びその他の勘定に係るものの別に」とする。

(予算等の認可の特例)

第四条 基金が、法附則第九条の規定により、法第七十九条の六十九の規定により作成する当該事業年度の予算及び資金計画について、大蔵大臣の認可を受けなければならない場合におけるこの省令の適用は、次に定めるところによる。

一 第十条の規定の適用については、同条中「法第七十九条の六十九の規定により予算を提出しようとする」とあるのは、「法附則第九条の規定により予算について認可を受けようとする」とする。

二 第十二条の規定の適用については、同条中「大蔵大臣に提出した」とあるのは、「大蔵大臣の認可を受けた」とする。

三 第十四条第二項の規定の適用については、同項中「法第七十九条の六十九後段の規定により資金計画を変更したときは」とあるのは、「法附則第九条の規定により資金計画の変更の認可を受けようとするときは」とする。

附 則

この省令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。